
WIPO日本事務所

Show and Tellプレゼンテーションコンテスト

ルール

1. 定義

- 1.1. **WIPO** : 世界知的所有権機関 (WIPO) は、政府間組織であり、国連の専門機関です。本部はスイスのジュネーブにあり、バランスのとれた効果的なグローバル知的財産 (IP) エコシステムの開発を主導し、より良い、より持続可能な未来に向けたイノベーションと創造性を促進することを使命としています。
- 1.2. **主催者**: WIPO は、WIPO 日本事務所 (WJO) を通じて、このコンテストの主催者です。
- 1.3. **参加者**: 本ルールに基づいてエントリーを提出する個人を指します。
- 1.4. **コンテストプラットフォーム**: 専用のコンテストプラットフォームには、以下のウェブページからアクセスできます。
<https://www.wipo.int/ja/web/office-japan/w/news/2024/the-2nd-show-and-tell-presentation-competition>
- 1.5. **エントリー**: コンテストウェブページ概要欄に則り、プレゼンテーションの録画ビデオの提出をもってエントリーとします。

2. 目的

- 2.1. WJOのShow and Tellプレゼンテーションコンテストとは、国籍を問わず、日本国内に学生資格を持つ個人を対象としたプレゼンテーションコンテストを指します。
- 2.2. コンテストでは「イノベーション・クリエーションの素晴らしさ」をテーマにしたプレゼンテーションを募集します。
本コンテストは、知的財産が地球規模の問題解決に繋がるイノベーションと創造性を促進する重要な役割を果たしていることの啓発、また、若者の参加から生まれる総合的な知的財産システムへの寄与を目的とします。

3. 全般

- 3.1. コンテストに参加することにより、参加者は本ルールを確認、理解し、本ルールを順守することに同意したものとみなされます。
- 3.2. 主催者は、いつでも本ルールを修正することができます。ルールが修正された場合はコンテストプラットフォームに掲載されます。特段の記載がない限り、修正は公開後直ちに発効するものとします。
- 3.3. 参加者は無料でコンテストに参加できます。
- 3.4. 参加者の個人情報は、主催者によってその[個人データ及びプライバシーポリシーに基づ](#)

いて使用されます。

4. 資格

参加資格の基準:

- 4.1. 日本に所在する小学校、中学校、高校（高専1-3年も含む）、大学（高専4-5年・大学院も含む）のいずれかに在籍していることが必要です。コンテストへの応募に国籍や年齢の制限はありません。
- 4.2. 日本の法律上の成人年齢（18歳）未満の参加者は、両親又は法的保護者の同意があればコンテストに参加できます。参加者は、要求に応じて、年齢の証明と両親又は法的保護者の同意の提供を求められる場合があります。
- 4.3. すべてのエントリーは、2024年11月10日23:59（日本時間）までに主催者に受領される必要があります。
- 4.4. 応募は、1人（個人としてのエントリー）1度のみとします。
- 4.5. 主催者の従業員や代理人、その近親者、その他コンテストの組織に関係する人は参加資格がありません。
- 4.6. 参加者がこれらの規則に含まれる要件のいずれかを順守しない場合、そのエントリーは不適格として取り消されます。

5. エントリープロセス

資格基準に加えて、エントリーは次の条件を満たしている必要があります。

- 5.1 「イノベーション・クリエイションの素晴らしさ」をテーマにしたプレゼンテーションのビデオ録画を提出する必要があります。プレゼンテーションでは知的財産の役割についても触れていただきます。プレゼンテーションでは、スライド、物品、その他のイラスト資料などを使用することができますが、それらの使用にあたって必要なすべての権利と許可を保持している場合に限り（以下のセクション5.2を参照）。
- 5.2 プレゼンテーションは、次の条件を満たしている必要があります。
 - 5.2.1 プレゼンテーションは、他のコンテストで認められたり賞を受賞したものであってはなりません。
 - 5.2.2 あなたがプレゼンテーションの唯一の著者であり、プレゼンテーションがあなたによって作成された必要があります。
 - 5.2.3 あなたが、プレゼンテーションに関するすべての権利を保持しており（セクション9を参照）、プレゼンテーションに含まれる第三者のコンテンツを使用する場合はその許可を取得している必要があります。あなたのプレゼンテーションはこれまでオンラインで公開されたことがない必要があります。
 - 5.2.4 プレゼンテーションには透かしやその他の同様のマークは含まれないことが必要です。
 - 5.2.5 プレゼンテーションのビデオ録画はMP4形式で提出され、長さは120秒以内とします。

- 5.2.6 プレゼンテーションは英語又は日本語のいずれかで行われる必要があります。
- 5.3 プレゼンテーションの提出は、[コンテストウェブページ](#)にエントリーし、その必須フィールドをすべて記入して、所定の方法で提出する必要があります。

6. 受領・選定プロセス

- 6.1. 主催者はあなたのエントリーを審査し、本ルールが順守されていることを確認します。主催者は、エントリーが本ルールに従っていない場合、予告なくコンテストからエントリーを削除することを決定する場合があります。
- 6.2. 侵害、脅迫、虚偽、誤解を招く、虐待的、嫌がらせ、誹謗的、中傷的、下品、わいせつ、スキャンダラス、扇動的、ポルノ的、冒瀆的なコンテンツを含む応募作品は禁止され、エントリーから除外されます。
- 6.3. 適格なエントリーは WJO によって審査されます。WJO は最も優秀なプレゼンテーション動画を提出した20名の候補者を最終候補者にリストアップします。テーマの適正、テーマの表現、独創性、物語性、インパクトなどを考慮します。最終候補者リストを作成する際、WJO は、可能な限り、各教育レベル (小学校、中学校、高校、大学等)の平等な代表者を確保するよう努めます。
- 6.4. 最終候補者に選定された参加者には電子メールで通知されます。
- 6.5. 最終候補者に選定された参加者は、以下のセクション 8 で指定された東京で開催されるイベントにてプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションは物理的に会場にお越しいただき行うことを基本。
- 6.6. 最終候補者に選定された参加者は、外部審査委員会によって評価されます。外部審査委員会は、知的財産、創造的な教育、コミュニケーション、及び関連する国内外の経験を持つ合計 9名の外部審査委員によって構成されます。
- 6.7. 東京でのイベントにて発表されるプレゼンテーションは、コンテストに応募されたプレゼンテーションと同じ題目を扱う必要がありますが、より詳細な内容が求められ、最長 5 分間のプレゼンテーション時間が与えられます。プレゼンテーションは、上記セクション 5.2 に記載されている条件を満たさなければなりません (セクション 5.2.5 を除く)。最終候補者に選定された参加者の中から、上位 8 名がコンテストの受賞者として選定されます。最適な受賞者を選定する際、外部審査員団はプレゼンテーションのテーマへの適正、テーマの表現、独創性、物語性、インパクトなどを考慮します。また、可能な限り、各教育レベルより平等にそれぞれの受賞者を確保するよう努めます。代表される教育レベルごとに、金賞及び銀賞が各1名に授与されます。
- 6.8. コンテストの各段階で主催者及び外部審査委員会が下した決定は最終的なものとなります。
- 6.9. 受賞者は セクション6.5 に記載されているイベントで発表されます。また、イベントにて発表されるのプレゼンテーションの録画は、WJO によってコンテストウェブページ上

で多言語で公開され、他の関連プラットフォームを通じて公開されます。

- 6.10. イベントはリアルタイムで配信される場合がございます。参加者は、応募をもって配信に関して許諾したとみなされます。

7. 賞品/費用

- 7.1. 受賞者には、順位や部門により、Amazonギフトカードが授与されます。各部門の金額は以下の通りです。

受賞者の部門	金賞	銀賞
大学生の部	日本円100,000円相当	日本円70,000円相当
高校生の部	日本円70,000円相当	日本円50,000円相当
中学生の部	日本円30,000円相当	日本円20,000円相当
小学生の部	日本円20,000円相当	日本円10,000円相当

- 7.2. これらの賞の詳細は、受賞者のリストが確定した時点で発表されます。

- 7.3. 受賞者は東京で開催されるイベントで発表及び賞の授与がなされます。

- 7.4. 東京都外在住の最終候補者の本イベントへの物理的な参加を可能とするため、主催者は最終候補者の旅費、18歳未満の場合は最終候補者1名に付き添う1名（両親又は法的保護者）分の旅費も負担します。

主催者は、最終候補者の居住地の最寄りの空港又は最寄り駅からイベント会場の最寄り駅までの公共交通機関（飛行機、新幹線、有料特急列車等の電車、電車）で移動する場合のエコノミークラスの費用、又は車で移動する場合の費用（適用する国連レートに基づくマイレージコスト、高速料金等）を負担します。

主催者による旅費の払い戻しに際し、対応する請求書又は領収書が提出された場合、イベント終了後に行われます。旅費の申請にあたり、身分が証明できる書類(※1)と銀行口座を証明できる書類(※2)の提出が必要となります。

(※1)パスポートまたは学生証、運転免許証等のコピー(※2)通帳または銀行カードのコピー

- 7.5. この規約に記載されていない費用（食費、駐車場、税金、付随費用含みますがこれらに限られません。）は、原則、参加者の負担となります。

- 7.6. 万が一当選者がイベントに参加できずオンラインで参加する場合、賞品は主催者の費用負担で受賞者の自宅に発送されます。

- 7.7. 賞品は譲渡できません。

- 7.8. 受賞者と連絡が取れない場合、又は受賞資格がない場合、受賞者は賞を取り消され、主催者はコンテストの他の参加者に賞を提供する権利を留保します。

8. スケジュール

主催者は、以下に示すスケジュールに従うよう最善の努力を払います。

エントリー可能	2024年9月1日
エントリー締め切り日	2024年11月10日 23:59 JST
参加者へのエントリー受諾の連絡	エントリーの受領後
最終候補動画を決定するための審査期間	2024年12月15日まで
最終発表会及び授賞式への招待状発送	2024年12月16日以降
最終プレゼンテーションイベントと授賞式	2025年1月17日

9. 知的財産

9.1. 参加者は以下を確認、保証、表明します。

- 9.1.1. プレゼンテーション及びそのビデオ録画は、著作権、商標、特許、企業秘密、工業デザイン、第三者の独自の標識、契約上の義務、又はその他の知的財産権、又は第三者のその他の所有権を侵害するものではありません。
- 9.1.2. プレゼンテーション及びそのビデオ録画は、著名人やその他の著名人を特定する名前やその他の特徴を含むがこれらに限定されないもの、またいかなる個人（生存を問わない）のプライバシーの権利を侵害するものではありません。
- 9.1.3. このビデオは、人、動物、又は植物を傷つけたり、危害を加えたり、脅したりするといった残酷行為のない環境で録画されたものです。
- 9.1.4. ビデオに関連するすべての権利を有しています。

9.2. 主催者はプレゼンテーションの著作権の所有権を取得、主張するものではありません。

9.3. コンテストに参加することにより、参加者は主催者に対し、あらゆる形式、媒体でのビデオ録画を含むプレゼンテーションに関する使用、公に展示、複製、頒布、公衆への伝達、放送、翻訳、保存を行うための非独占的、非営利、ロイヤリティフリーの全世界的なライセンスを付与するものとします。主催者によるかかる使用は、国連の専門機関としての教育、宣伝、能力開発の目的及び関連する記録の使用のみを目的とします。主催者は、これらを営利目的で利用することはありません。

9.4. [コンテストウェブページ](#)の記載事項及びその他参加者がプレゼンテーションに使用する資料等に関し、参加者は主催者に対し、セクション9.3に概説されている目的に限り利用のライセンスを付与します。

9.5. 主催者は、プレゼンテーションを使用する際、その著作権が参加者に帰属することを明記します。

9.6. 参加者は、主催者が補償や通知なしにコンテストの発信、掲載又は広告に参加者の名前や肖像を使用することに、その肖像の録音や写真をWIPOウェブサイト及びソーシャルメディアに掲載することを同意、また、許可します。

9.7. 主催者は、プレゼンテーションのビデオ録画の完全性を損なわないよう合理的な努力を

します。ビデオが掲載されている媒体に対するビデオへの合理的な変更を除き、参加者の事前の書面による同意なしに、エントリーに変更、編集、改変を加えることは行いません。

- 9.8. 参加者には、コンテストのプラットフォームで入手可能な著作権に関する基本的な情報を、エントリー前に確認することをお勧めします。

10. 最終条項

- 10.1. 参加者は、主催者の書面による事前の許可がない限り、主催者の名前又はロゴを、参加者の作成する資料上で使用することはできません。
- 10.2. 主催者は、コンテストプラットフォーム及びオンライン上のサービスにソフトウェアウイルスが存在しないことを保証するためにあらゆる努力を払っていますが、一部又は全てのソフトウェアウイルスが存在しないことを保証することはできません。主催者は、コンテストプラットフォームの利用により生じたいかなる損失又は損害についても責任を負いません。
- 10.3. 主催者は、第三者によるプレゼンテーションの不正使用については責任を負わず、また、セクション 6.5 に記載のイベント中に第三者によって作成された録音及び写真についても責任を負いません。
- 10.4. 主催者は、将来的な義務を負わずに、いかなる段階でもコンテストを中止する判断を行うことができます。
- 10.5. 本ルールに記載された、又はいかなる関連規定も、国際機関及び国連の専門機関として主催者に与えられる特権及び免除の放棄と解釈されません。
- 10.6. これらの規則に関連する紛争は、その時点で施行されている UNCITRAL 仲裁規則に従って仲裁に付託され、最終的に決定されるものとします。任命権限は常設仲裁裁判所の事務総長とし、仲裁地はジュネーブとします。
-